琉球大学における公的研究費の不正使用等に係る調査の手続き等 に関する取扱規程

平成27年3月24日 制 定

琉球大学における公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程(平成19年10月23日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学における公的研究費の不正使用防止のための管理・監査体制に関する規程(以下「管理規程」という。)第13条に規定する、琉球大学(以下「本学」という。)が管理する公的研究費において、不正が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「公的研究費」とは、競争的資金等、寄附金、共同研究、受託 研究及び運営費交付金対象事業費をいう。
- 2 この規程において「競争的資金等」とは、国又は国が所管する独立行政法人等から配分される公募型の研究資金をいう。
- 3 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の公的研究費の運営 及び管理に関わるすべての者をいう。
- 4 この規程において「公的研究費の不正使用等」とは、架空請求に係る業者への預け金、 実体を伴わない旅費、給与及び謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規程及び法 令等に違反した公的研究費の不正な使用をいう。
- 5 この規程において「部局等」とは、各学部(研究科を含む。), 医学部附属病院、附属図書館、大学附属研究施設、学内共同教育研究施設、大学運営推進組織、大学本部及び監査室をいう。
- 6 この規程において「研究責任者」とは、研究代表者として研究を総括する立場にある 者をいう。
- 7 この規程において「悪意」とは、被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。

(学長の青務)

第3条 学長は、公的研究費の不正使用等の防止等に努めなければならない。

(総括者及び総括者の責務)

第4条 本学における公的研究費の不正使用等の防止等に関しては、研究を担当する理事 又は副学長(以下「担当理事等」という。)が総括し、公的研究費の不正使用等が行わ れ,又はそのおそれがある場合には,関係の理事等と連携して厳正かつ適正に対応しな ければならない。

(部局等の長の責務)

第5条 部局等の長は、当該部局等における公的研究費の不正使用等の防止等を総括し、 不正を防止するための適切な措置を講じるとともに、この規程に定める調査の実施に協力するなど適切に対処しなければならない。

(研究責任者の責務)

第6条 研究責任者は、琉球大学における公的研究費の不正防止等の基本方針、本規程及 び関係法令等に従い、適切な研究活動を保持し、公的研究費の不正が起こらない健全な 研究環境の形成に努めなければならない。

(研究者の責務)

- 第7条 研究者等は、高い倫理性を保持し、公的研究費の不正使用等を行ってはならない。
- 2 研究者は、管理規程第5条に定める研究費公正執行責任者の指示に従うとともに、この規程に定める調査等に協力しなければならない。

(通報窓口)

第8条 本学における公的研究費の不正使用等に関する通報,告発及び相談(以下「通報等」という。)に対応する窓口は,本学公益通報者保護規程第4条に規定する通報窓口(総務部総務課)とする。

(通報処理体制等の公表)

第9条 担当理事等は、通報窓口、通報等の方法その他必要な事項を、ホームページ等に 公表する。

(通報等の方法)

- 第10条 通報等は、書面(ファックス、電子メールを含む。)を通報窓口に提出するものとする。
- 2 前項の書面は、顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 公的研究費の不正使用等を行ったとする研究者の氏名又はグループ等の名称
 - (2) 公的研究費の不正使用等の具体的内容

(通報等への対応)

- 第10条の2 通報窓口は,前条第2項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは, 当該書面の補正について指示することができる。
- 2 通報窓口は、通報等があったときは、速やかに学長及び担当理事等に報告する。
- 3 通報窓口は,担当理事等と協議の上,適正な通報等であると判断した場合は,通報等

を受け付けた旨を当該通報等を行った者(以下「通報者」という。) に通知するものと する。

- 4 通報窓口は,担当理事等と協議の上,当該通報等が第2条に定める公的研究費の不正使用等に該当しない場合,本学の調査において既に結論が出された事案と同一理由であると判断した場合及びその他通報窓口の適正な使用でないと判断した場合は,通報等を受け付けない旨を通報者に通知するものとする。
- 5 通報窓口は,第3項に規定する通報を受け付けた場合,当該通報等の対象に他機関に 所属する者が含まれるときは,当該機関に当該通報等を回付する。
- 6 通報窓口は,通報の意思を明示しない相談については,必要に応じて総合企画戦略部研究推進課の協力を得た上で,その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。
- 7 前条に定めるもののほか,担当理事等は、報道、匿名による通報等があった場合又は 学会、他機関から公的研究費の不正使用等が指摘された場合にも、前条第1項の通報等 があったものとみなすことができる。
- 8 担当理事等は、公的研究費の不正使用等が行われようとしている、又は公的研究費の 不正使用等を求められているという通報等については、その内容を確認・精査し、相当 の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行うものとする。また、他機関に所属 する者に警告を行った場合は、担当理事等は当該他機関に警告の内容等を通知する。

(通報等に係る事案の予備調査)

- 第11条 担当理事等は、前条第3項の規定により通報等を受け付けた場合について、予 備調査が必要であると認めたときは、速やかに予備調査委員会を設置する。
- 2 担当理事等は、当該通報等を受けた日からおおむね20日以内に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。
 - (1) 当該通報等の対象となった公的研究費の不正使用等が行われた可能性
 - (2) 公的研究費の不正使用等が行われた可能性があるときは、その内容、不正に関与した者とその関与の度合い及び不正使用の相当額
 - (3) 公的研究費の不正使用等が行われていない可能性があるときは、当該通報等が悪意に基づくものであるか否か
 - (4) 通報等の対象となった公的研究費の不正使用等を検証するために必要な証拠書類が合理的な保存期間等を超えていないか
 - (5) 次条の規定による本調査の要否
 - (6) 次条第7項の規定による措置に関する意見等
 - (7) その他必要と認める事項
- 3 予備調査委員会は、当該部局等の長(当該部局等の長が通報等の対象に含まれている ときは、当該部局等の副学部長等)を含めた5名以上の委員で組織し、担当理事等が指 名する。ただし、委員は通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 予備調査委員会は、第1項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者 に対し、必要な協力を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力し、正

当な理由なくこれを拒絶することができない。

6 担当理事等は、予備調査結果の報告を受けた場合、その内容について精査し、必要と 認めるときは再度予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受ける。

(本調查)

- 第12条 担当理事等は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該通報等の対象となった 事案について、さらに本格的な調査(以下「本調査」という。)をすべきか否かを速や かに決定する。決定にあたり、必要と認めるときは、当該部局等以外の部局等の研究者 で、当該通報等の対象となっている研究分野の研究者に対し、意見等を求めることがで きる。
- 2 担当理事等は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに、本調査を実施する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。
- 3 担当理事等は、調査委員会を設置したときは、学長、通報者及び被通報者に通知する。
- 4 担当理事等は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知する。
- 5 担当理事等は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断したと きは、通報者が所属する部局等又は他機関の長にその旨を通知する。
- 6 第4項の通知を受けた通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に理由を付して異議の申出をすることができる。ただし、同一理由による異議の申出を繰り返すことはできない。
- 7 前項の異議の申出があった場合,担当理事等は、その内容を審査し、必要と認めるときは、前条の予備調査について、予備調査委員会に再調査を求めることができる。
- 8 担当理事等は、本調査を行うことを決定したときは、第18条の調査結果あるいは第 21条第2項の再調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対し当該通報等に係る 研究活動を制限することができる。
- 9 担当理事等は、当該通報等の受付から 3 0 日以内に、本調査の要否を関係する資金配 分機関に報告する。

(調査委員会)

- 第13条 調査委員会は、担当理事等が指名する5名以上の委員で組織する。ただし、委員は通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 2 前項の委員には、当該部局等の長(ただし、当該部局等の長が通報等の対象に含まれているときは、当該部局等の副学部長等)及び学外有識者(弁護士、公認会計士及び他機関の研究者等)を含めるものとする。
- 3 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 4 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 調査委員会は、当該事案に係る任務の終了をもって解散する。

(調査委員会設置の通知)

- 第14条 担当理事等は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に理由 を付して異議申立をすることができる。
- 3 前項の異議申立があった場合,担当理事等はその内容を審査し,必要と認めるときは, 当該異議申立に係る委員を交代させる。
- 4 担当理事等は、前項の審査の結果として委員を交代させたときは当該調査委員の所属 及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

(調査委員長)

- 第15条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(本調査の内容等)

- 第16条 調査委員会は、当該通報等において指摘された当該研究費の執行に係る証拠となる資料の精査及び関係者のヒアリングを行い、必要に応じ、被通報者に対して、資料の提出を求め、これに基づく調査等を行うものとする。
- 2 調査委員会は、前項の本調査に際し、被通報者に対して、弁明の機会を与えその聴取 をするものとする。
- 3 被通報者は、前項の弁明の機会において、当該通報等の内容を否認するときは、根拠を示して説明しなければならない。
- 4 調査委員会は、第1項の本調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、 必要な協力を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力し、正 当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、調査委員会は、当該本調査において有益かつ必要と認めるときは、調査に関連する被通報者の研究を本調査の対象とすることがある。
- 7 調査委員会は、第1項及び前項の本調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。

(資金配分機関との協議等)

第17条 調査委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について関係する資金配分機関に報告し、又は協議するものとする。

(調査結果の報告)

- 第18条 調査委員会は、本調査の開始後おおむね120日以内に次の各号に掲げる事項 の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果をまとめ、担当理事等に報告する。 ただし、異議申立で調査に時間を要した場合はこの限りでない。
 - (1) 公的研究費の不正使用等が行われたか否か

- (2) 公的研究費の不正使用等が行われたと認定したときは、その内容、不正に関与した者とその関与の度合及び不正使用の相当額等
- (3) 通報等が悪意に基づくものであったか否か

(調査結果の通知)

- 第19条 担当理事等は、本調査の結果を速やかに通報者及び被通報者(被通報者以外で公的研究費の不正使用等に関与したと認定された者を含む。以下「被通報者等」という。) 並びに学長、関係理事又は副学長及び当該部局等の長に通知するとともに、被通報者等に他機関に所属する者がある場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。
- 2 担当理事等は、調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する部局等(他機関に所属する者であるときは、当該他機関)の長に通知する。

(不服申立)

- 第20条 第16条の本調査の結果、公的研究費の不正使用等が行われたと認定された被 通報者等又は当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者は、前条第1項の通知 を受けてから14日以内に、担当理事等に対し、不服申立をすることができる。ただし、 同一理由による不服申立をすることはできない。
- 2 担当理事等は、第1項に基づき被通報者等又は通報者から不服申立を受けたときは、 その旨を学長、当該部局等の長及び被通報者等又は通報者に通知する。なお、通報者が 他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に通知する。

(不服申立の審査及び再調査)

- 第21条 担当理事等は、前条第1項の不服申立を受けたときは、当該調査を行った調査 委員会に不服申立の審査を行わせる。
- 2 調査委員会は、前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに担当理事等に報告する。
- 3 担当理事等は、前項の審査の結果に基づき、再調査を行うことを決定したときは、被 通報者等及び通報者に通知する。この場合、第18条の調査結果を覆すに足る資料の提 出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者等及び通報 者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わない又は打ち切ることができる。
- 4 担当理事等は、第2項の審査の結果に基づき、再調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を被通報者等及び通報者に通知する。
- 5 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日からおおむね50日 以内に、調査結果を担当理事等に報告する。
- 6 担当理事等は、再調査結果の通知を行う場合は、第19条の規定に準じて行うものと する。

(報告書の作成等)

第22条 調査委員会の委員長は、第19条による調査結果の通知後、被通報者等から不

服申立がなく、その内容が確定したとき、又は第20条第3項による不服申立に対し、第21条第4項の決定が行われたときは、調査結果、不正の発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等を含む最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に提出しなければならない。

(関係する資金配分機関への通知等)

- 第23条 学長は、前条の報告に基づき、その調査結果を通報者、被通報者等、関連する 部局等に通知するとともに、関係する資金配分機関に対し、原則として通報の受付から 210日以内に、調査結果、不正の発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資 金等における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等を含む最終報告書を提出する。 期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を関係する資金配分機関 に提出する。
- 2 学長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、関係する資金配分機関に報告する。
- 3 前2項のほか、関係する資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査 の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該資金配分機関に提出する。
- 4 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、関係する資金配分機関の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出又は閲覧及び現地調査に協力する。

(懲戒措置等)

- 第24条 学長は、第19条第1項又は第21条第6項の規定による調査結果の通知に基づき、被通報者等に公的研究費の不正使用等があったと認めたときは、当該不正の重大性の程度に応じて、被通報者等の懲戒処分等の手続きを開始し、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 被通報者等に対する研究費の使用停止及び返還の命令
 - (2) その他被通報者等の公的研究費の不正使用等の排除及び本学の信頼性回復のために 必要な措置
- 2 学長は、第19条第1項又は第21条第5項の規定による調査結果の通知に基づき、 当該通報等が悪意に基づく虚偽のものであったと認めたときは、通報者の所属及び氏名 の公表や通報者に対する懲戒処分等の適切な措置を講じることができる。
- 3 第1項及び前項の懲戒処分等の手続きは、琉球大学学則に基づく学生の懲戒手続きに 関する内規及び国立大学法人琉球大学職員就業規則に基づく国立大学法人琉球大学職員 懲戒等規程を適用する。

(調査結果の公表等)

第25条 学長は、第19条第1項又は第21条第5項の規定による調査結果の通知に基づき、第2条第4項に規定する重大な公的研究費の不正使用等が行われた旨の報告を受けた場合は、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、次の事項を公表することを原則とする。

- (1) 公的研究費の不正使用等に関与した者の所属及び氏名
- (2) 公的研究費の不正使用等の内容
- (3) 担当理事等又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法, 手順等
- (6) その他必要と認める事項
- 2 学長は、調査結果の報告において、公的研究費の不正使用等が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合には、必要に応じて通報者、被通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。
- 3 学長は、前2項の場合において、第18条の調査結果に基づく公表を行うときは、第 20条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。
- 4 学長は、当該公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切 な配慮を行わなければならない。
- 5 学長は、調査事案が学外に漏洩した場合又は社会的影響の大きい重大な事案の場合は、 必要に応じて、当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものと する。

(不利益取扱いの禁止)

- 第26条 学長及び部局等の長は,通報等(通報等に関する相談を含む。)をしたことを 理由として,当該通報者に対し,不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長,担当理事等及び部局等の長は,単に通報等があったことをもって,当該通報等に係る被通報者等が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(秘密保持義務)

第27条 調査委員会の委員,通報窓口の担当者その他通報事案に関与した者は,職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反関係の排除)

- 第28条 担当理事等,調査委員会の委員及び通報窓口の担当者は,自らが関係する第10条及び第10条の2による通報等の処理に関与してはならない。
- 2 担当理事等が前項の適用を受ける場合は、第4条(総括者)中「研究を担当する理事又は副学長」とあるのは「学長が指名する理事又は副学長」と読み替えるものとする。

(研究費の取扱)

- 第29条 学長は、第10条の2第2項の報告を受けてから、当該部局等の長と協議の上、 当該通報等の対象となる事案に係る研究費の使用の停止及び競争的資金の申請を制限す ることができる。
- 2 学長は、第19条第1項の本調査結果の通知又は第21条第6項の再調査結果の通知

に基づき、被通報者等に公的研究費の不正使用等がなかったと認めるときは、前項の研 究費の使用停止を解除するものとする。ただし、資金配分機関が調査中である場合には、 この限りではない。

(事務)

第30条 この規程に関する事務は、総合企画戦略部研究推進課が行う。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、担当理事 等が別に定める。

(改廃)

第32条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

附 則(平成27年3月24日)

- 1 この規程は、平成27年3月24日から施行する。
- 2 この改正施行前に、通報等を受けた事案については、旧規程(琉球大学における公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程(平成19年10月23日制定))に基づき取り扱うものとする。
- 3 琉球大学における公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程(平成 19年10月23日制定)は廃止する。

附 則(平成28年2月23日)

この規程は、平成28年2月23日から施行する。

附 則(平成29年5月15日)

この規程は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。